

第3号議案

平成30年度事業計画

一般社団法人に移行して6事業年度目となる平成30年度は、公益目的事業計画に掲げる資源循環のための再生利用促進や不法投棄、不適正処理の防止に関する「継続事業」を着実に推進するほか、「その他事業」として会員相互の連帯協調、業界秩序確立のために必要な事業、全産廃連からの受託事業、宮崎県、宮崎市からの受託講習会の開催など、会員各位の支援と協力のもと、産業廃棄物処理業の健全な発展、生活環境の保全、公衆衛生の向上に寄与するような各種の事業活動に積極的に取り組みます。

具体的な事業内容は、次のとおりです。

I 継続事業

1 産業廃棄物の処理及び再生利用に係る相談、指導及び資源の循環的な利用促進事業

(1) みやざきリサイクル製品認定制度事業

廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用促進並びにリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会の形成に資することを目的に、品質安全性等について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を協会が行い、リサイクル認定製品の利用促進を図るとともに、再生利用に係る相談、指導の充実及び資源の循環的な利用促進を図り、環境の保全や資源の枯渇防止など公益増進に努める。また、認定した製品のその後の環境安全性を確認するためフォローアップ調査を行う。

(2) 「みやざきテクノフェア」参加事業

地産地消の観点から宮崎県工業会が県総合体育館で開催する「みやざきテクノフェア」に参加し、認定を受けた事業者の販路開拓等の負担軽減を図ることにより、リサイクル認定製品の更なる利用促進を図る。

2 不法投棄及び不適正処理の防止に関する事業

(1) 不法投棄防止啓発キャンペーン

毎年9月24日から10月1日まで全国一斉に実施される環境衛生週間に合わせて、県内4支部において、啓発パレード、排出事業者訪問、不法投棄廃棄物の撤去・清掃等の活動に取り組む。

(2) 全国ごみ監視ウィーク

不法投棄等の対策について、環境省等が実施主体となり、毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に設定し、市民、事業者、行政が一体となって監視や啓発活動を行っており、当協会もこれに参加する。

(3) クリーンアップみやざき参加事業

県民が一丸となり、県下全域で一斉に実施されるクリーンアップみやざき事業に参画し、ゴミ等の撤去作業を地域住民、関係行政機関等と共同で実施して、地域の環境保全を図る。

(4) 適正処理啓発パネル展

県内4支部において一般県民向けに公共施設等を活用し、産業廃棄物収集運搬、中間処理、最終処分にかかる一連の処理について、産業廃棄物処理関係のパネル等を展示し、適正処理の啓発を行う。

(5) 「環境フェスタ」参加事業

エコクリーンプラザみやざきが開催する「環境フェスタ2018」に参加し、一般参加者を対象に「産業廃棄物とは」、「産業廃棄物適正処理とは」、「不法投棄事例」等のパネル展示やリサイクル製品・工程の展示を行い、産業廃棄物適正処理への理解を深めてもらうための啓発を行う。

(6) 産業廃棄物適正処理啓発看板整備事業

以前に宮崎県からの委託を受け県内一円に整備した産業廃棄物適正処理啓発用看板の耐用年数がきていることから、状態の悪い物から順次整備し産業廃棄物の適正処理啓発活動を行う。

II その他事業

1 会員相互の連帯協調及び業界秩序確立のために必要な事業

(1) 表彰事業

産業廃棄物の適正処理を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、また当協会の事業活動を通して業界発展に貢献のあった者(社)に対し、その功績・功労をたたえ、当協会長名により表彰する。

(2) 後継者育成事業

産業廃棄物処理業経営者の後継者を育成するために、処理業の知識や経営、教養などに関する研修会を行うとともに、青年部会の自主企画による産業廃棄物の適正処理のための公益的な活動を行う。

(3) 環境自主行動計画の推進

当協会は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたが、地球温暖化問題に代表されるように地球環境問題が年々深刻化している中で、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要になっている。このような認識に立ち、公益社団法人全国産業資源循環連合会が策定した「低炭素社会実行計画」に従い昨年度に引き続き、取り組んでいくこととする。

また、CSR₂プロジェクトとして、青年部会が中心となって九州一斉の清掃活動を行う

ほか、県内の小学生を対象とした環境教育のための出前講座を開催する。

(4) 会員への各種情報の提供

国からの法・政省令の改正情報、宮崎県からの通知、各種報告書の内容、公益社団法人全国産業資源循環連合会の理事会及び各専門部会の議事録等を収集し、タイムリーかつ的確にホームページやメール、FAX等により会員へ情報提供を行う。

(5) 調査研究事業

産業廃棄物処理業界における課題や問題点を把握・整理し、解決に向けた具体策を研究する。その方策の一つとして、県外の先進的処理事例の視察研修を実施し、見聞を広めるとともに、経営のノウハウや先進的処理技術の実情を学ぶ。

また、引き続き宮崎県、宮崎市との意見交換会を開催し、時々の課題等について解決を図るほか、県議会とも意見交換を行い、業界特有の課題について理解を深めてもらうための場の設置に努める。

収集運搬、中間処理、最終処分、建設廃棄物、医療廃棄物、リサイクル等のそれぞれの専門分野で事業の効率化及び技術の高度化の課題等について、行政機関、関係団体と連携しながら実態調査や情報収集をもとに調査研究し、普及啓発を図る。

(収集運搬部会)

① 「飲酒・過労・過積載運転をしない、させない、やらせない」の「三ない運動」を会員企業の経営者、管理者、担当者等が主体的に取り組むため「三ない運動ステッカー」を車両等に貼付し、啓発を行う。

② 「愛の血液助け合い運動月間」への参加協力

宮崎県赤十字血液センターの要請により「愛の血液助け合い運動月間（7月1日～7月31日）」に収集運搬部会会員車両に横幕を掲出し、県民への献血に対する理解と協力の啓発活動を行う。

(6) 支部、部会実務研修会の開催

産業廃棄物処理業会員のために、健全な経営支援、資質の向上、廃棄物処理知識の充実のための研修会を行う。

(7) 公益社団法人全国産業資源循環連合会、九州地域協議会主催の会議等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会、九州地域協議会の主催する各種会議に出席し、産業廃棄物に係る諸問題等について協議・情報交換を行う。

(8) 優良産廃処理業者認定制度への取り組み

排出事業者に対して、自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできるなどの多くのメリットがあることから、この制度への取り組み等の支援を行う。

(9) 組織の拡大強化、コンプライアンスの向上の普及啓発

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者並びに関係団体への働きかけを強化し、正会員、賛助会員への新規加入の促進を図る。

また、会員に対し、適正処理のための法令順守の普及啓発に取り組む。

(10) 暴力団等反社会的勢力の排除

反社会的勢力との関係を持たず、その排除に向けて協会が一丸となり、平成25年6月4日に実行した「暴力団等反社会的勢力排除宣言」を基本方針として、暴力団排除活動を積極的に推進する。

2 産業廃棄物の適正処理に関する公益社団法人全国産業資源循環連合会からの受託事業

(1) 産業廃棄物許可講習会協力事業

処理業の許可を得ようとする者及び処理に必要な知識技能を取得しようとする者並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得ようとする者を対象に、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの協力団体として、開催日程の検討、講習会場の確保、受講申込み受付、講習期間中の運營業務等を行う。

① 許可（更新）講習会（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成30年7月18日(水)	ニューウェルシティ宮崎
処分	平成30年7月19日(木)～20日(金)	ニューウェルシティ宮崎

② 許可（新規）講習会（産業廃棄物）

課程	開催日	開催場所
収集運搬	平成30年9月5日(水)～6日(木)	ニューウェルシティ宮崎

③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	開催場所
平成30年9月7日(金)	ニューウェルシティ宮崎

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布協力事業

マニフェストは、産業廃棄物の適正処理推進のために廃棄物の処理及び清掃に関する法律で使用することが義務づけられているもので、排出事業者が、処理業者に委託した廃棄物の処理経過を自ら把握、管理し、不法投棄の防止等、適正処理を確保することを目的としている制度である。

①マニフェストは、公益社団法人全国産業資源循環連合会が法令様式に基づき発行しており、都道府県の各協会が排出事業者等に対し、頒布を行う。必要に応じてマニフェストの趣旨を説明し、「マニフェストが良くわかる本」を頒布し、普及啓発を図る。

②また、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)が進める電子マニフェス

トの普及啓発と加入促進に努める。

その一環として、公益財団法人全国産業資源循環連合会の委託を受けて、県内3ヶ所において、電子マニフェスト導入のための研修会を開催する。

3 産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する講習会、研修会の開催

(1) 産業廃棄物排出事業者講習会

県内の排出事業者を対象にして、宮崎県、宮崎市の委託を受け県内の保健所毎に8つの会場で講習会を開催する。

(2) 産業廃棄物処理業者講習会

県内の処理業者を対象にして、宮崎県の委託を受け宮崎市、都城市、延岡市の県内3会場で講習会を開催する。

(3) 電子マニフェスト操作説明会

排出事業者を対象に、宮崎県の委託を受け、パソコン画面を使った電子マニフェストシステム導入促進のための操作説明会を宮崎市で開催する。

(4) 産業廃棄物処理業者中堅リーダー育成支援事業

宮崎県の委託を受け、(公社)全国産業資源循環連合会が主催する処理検定の受検料、中堅研修の受講料や旅費の半額を助成する。

4 産業廃棄物の適正な処理を図るための排出事業者等に対する協力要請に関する事業

(1) ホームページによる情報発信事業

リサイクル製品認定制度の普及推進、マニフェストシステムの周知等の記事を掲載し、産業廃棄物適正処理のための情報を県民、排出事業者、処理業者へ提供する。

(2) 各種情報(適正処理について)の提供

県民、排出事業者、処理業者からの産業廃棄物処理に関する相談に対して適切な指導、助言を行い、必要に応じて会員を優先に専門の処理業者を紹介する。また、廃棄物処理等に関する疑義、照会に対して関係機関や行政に確認の上収集した情報の提供等を行う。

(3) 労働安全衛生(リスクアセスメント)の取り組み

他業種に比べ事故が多いといわれている処理業界の課題を改善するため、労働安全衛生に関する講習会の開催や情報の提供を通じて、産業廃棄物処理業者の労働安全意識の向上及びリスクの低減に努める。

(4) 災害廃棄物の処理体制の構築等

宮崎県と平成21年1月16日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協

定書」に基づく災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るための体制の確立を図る。

このため、災害発生時の連絡体制及び支援内容を明確化し、早期に復興がなされるよう会員企業間の情報交換及び連絡体制の構築に取り組むとともに、南海トラフ巨大地震等発生による災害廃棄物の迅速・適正な処理に対応するため、延岡市、宮崎市、日向市に引き続き市町村との災害廃棄物処理協定書の締結を進める。

さらに、県が主催する総合防災訓練に参加し、関係機関・団体と連携しながら実動訓練を通じて災害廃棄物の迅速な処理のための課題等を検討する。

III 管理運営に関する事業

1 会議の開催

協会運営の基本となる事項、事業実施や組織の強化・拡大等の協議・決定のため、総会、理事会等を開催する。

- (1) 総会 通常総会 年1回 6月開催
臨時総会 必要が生じた場合
- (2) 理事会 年6回 概ね隔月開催
臨時理事会・・・必要が生じた場合
- (3) 委員会 総務企画委員会、適正処理委員会、会報編集委員会、リサイクル製品認定・利用促進制度検討委員会、安全衛生委員会・・・必要に応じて開催
- (4) 部会 収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、建設廃棄物部会、医療廃棄物部会、青年部会・・・定例又は必要に応じて開催

2 事務局の運営

協会で開催する事業の企画・立案、準備・運営等の業務のほか、産廃処理に携わる関係団体、企業からの相談、一般県民からの問い合わせ等に対応する。

3 協会名称の変更

平成29年7月14日施行の環境省の組織改正に伴い、「公益社団法人全国産業廃棄物連合会」が、その名称を「公益社団法人全国産業資源循環連合会」に平成30年4月1日から変更したことから、協会においても「一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会」から「一般社団法人宮崎県産業資源循環協会」として平成31年4月1日から名称変更するための手続きを進める。

